

利用できるサービス

施設などで生活しながら受けるサービス

■ 介護療養型医療施設

比較的長期間にわたって日常的に医療ケアを必要とする方や、慢性期のリハビリテーション、介護を必要とする方が入所する施設です。医学的管理のもと、療養上の世話や日常生活上の介護機能訓練を受けます。

要支援の方は利用できません

■ 介護医療院

長期療養を必要とする人が入所して日常的な医学管理や看取り・ターミナルケア等のサービスと日常生活上の世話を受けます。



要支援の方は利用できません

〈地域密着型サービスとは〉

住み慣れた地域で、多様かつ柔軟なサービスを受けながら生活を継続できるように、設けられているサービスの枠組みです。

- ア サービスは、事業所や施設がある区市町村の住民の利用が基本となります。
- イ 事業所や施設の指定・指導などを区市町村が実施します。
- ウ 地域の実情に応じて、区市町村が介護報酬を設定できます（定期巡回・随時対応型訪問介護看護、夜間対応型訪問介護、小規模多機能型居宅介護、看護小規模多機能型居宅介護のみ）。
- エ 指定（拒否）や指定基準・報酬の設定に地域住民などが関与する、公平で公正透明な仕組みとなります。